

木町通小学校いじめ調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要項は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第28条第1項に定める重大事態の発生のため、市教育委員会より学校が主体となった調査を行うよう指示があった場合に設置する「木町通小学校いじめ調査委員会」（以下「本校調査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 本校調査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第28条第1項に定める重大事態について、質問票その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこと
- (2) 前号に掲げる調査を行うための審議、関係者との調整に関すること。
- (3) 第1号の調査によって明確になった事実関係及び再発防止策の報告に関すること
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本校調査委員会は、木町通小学校いじめ防止等対策委員会を母体に、第2項に定める校長が委嘱した第三者委員を加えた委員で組織する。

2 第三者委員は、次に掲げる者のうちから校長が委嘱する。

- (1) 学校評議員
- (2) 父母教師会役員
- (3) 学校医
- (4) そのほか校長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 本校調査委員会に、委員長の他、副委員長を置く。

2 委員長は、校長がこれにあたり、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、木町通小学校において処理する。

附 則

この要項は、平成25年3月1日から施行する。